



# セカンドオピニオン

株式会社あおぞら銀行

2026年2月2日

グリーン預金フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：税所さやか

格付投資情報センター(R&I)はあおぞら銀行の「グリーン預金」フレームワーク(2026年2月策定)が、以下の原則の趣旨に準じるものであることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)

## ■資金使途

事業区分	適格クライテリア
再生可能エネルギー	再生可能エネルギープロジェクト(太陽光発電施設、風力発電施設)の建設、取得、改修、運営に係る投融資
グリーンビルディング/ エネルギー効率	グリーンビルディング/エネルギー効率の高い建築物の建設、取得、改修費用に係る投融資。以下の基準を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CASBEE 認証(建築(新築、既存、改修)、不動産、戸建(新築))における S~A ランク</li> <li>・ DBJ Green Building 認証における 5~4 つ星ランク</li> <li>・ LEED 認証における Platinum~Gold ランク</li> <li>・ BREEAM 認証における Outstanding~Excellent ランク</li> <li>・ BELS 認証における 6~5 つ星ランク</li> </ul>

## ■オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、同原則への適合性評価をグリーン預金フレームワークではできない。一方、預金の受け入れはグリーンボンド発行による資金調達に相当するという整理の下、本フレームワークはグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポートング」で求められる特徴を持つと確認できた。したがって R&I は本フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものであると判断した。

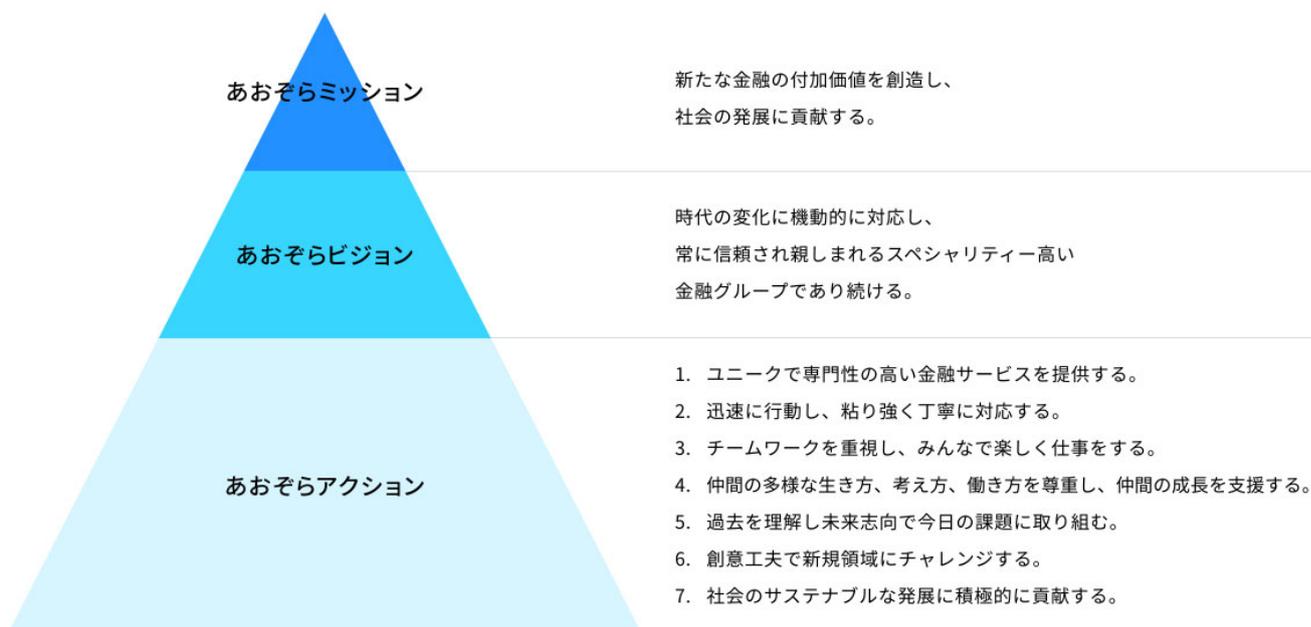
## 1. あおぞら銀行の概要

- 1957年に日本不動産銀行として設立後、主に中小企業向けの長期資金供給を主として、不動産担保融資に重点を置く長期信用銀行として開業し、日本の高度経済成長に貢献した。1977年には、日本債券信用銀行に改名し、海外展開も行いながらプロジェクト・ファイナンス等にも注力し、1990年代のバブル崩壊後の金融再生・再編時の一時的な国有化を経て、2001年に現行名のあおぞら銀行として再出発した。2015年6月に公的資金を完済し、現在に至る。
- あおぞら銀行を中核に投資銀行業務や証券、投信等を専門的に行うあおぞら銀行グループを形成している。中小企業向けに長期資金を供給してきた金融機関としての成り立ちや、新たな金融技術を取り入れてきた特性から、専門性の高い、ストラクチャードファイナンス等の領域に特に強みをもつ。2024年には大和証券グループ本社と資本業務提携を結ぶ等、独自性のある戦略を採っている。

### <経営理念>

- あおぞら銀行グループは、経営や業務の基本的な考え方となる経営理念を「ミッション」「ビジョン」「アクション」として以下の通り示している。

#### ■ 経営理念



当行グループの存在意義は、金融のプロフェッショナルとして、新たな金融の付加価値を創造することで社会の発展に貢献することであり、そのためには、お客さまをよく理解し、他社にない新しい商品やサービスの研究と開発を行うことがもっとも重要であると考えます。

メガバンクでも地域金融機関でもない当行グループは、機動的で専門的であると同時に、お客さまに信頼され親しまれることが大切です。グループの将来に向けて、従来の銀行の枠組みを超えた金融グループとしての可能性に挑戦してまいります。

[出所：あおぞら銀行ウェブサイト <https://www.aozorabank.co.jp/corp/philosophy/>]

### <サステナビリティ方針>

- ・ あおぞら銀行グループは、経営理念を実践するうえで、全役職員が遵守すべき行動規範として「倫理・行動基準」を定めている。これらの規範に基づくサステナビリティ関連方針として、人権方針・環境方針を軸に、ビジネス面、事業活動面、社会貢献活動面での具体的な方針を定めることで、「サステナビリティ推進の基本的な考え方」の実現を目指している。あおぞら銀行グループにおける「サステナビリティ推進の基本的な考え方」では、様々なステークホルダーとの対話を通じて、現在および未来の課題に創造力を働かせ、経済的価値と社会的価値を両立するためのチャレンジを続けることを掲げている。

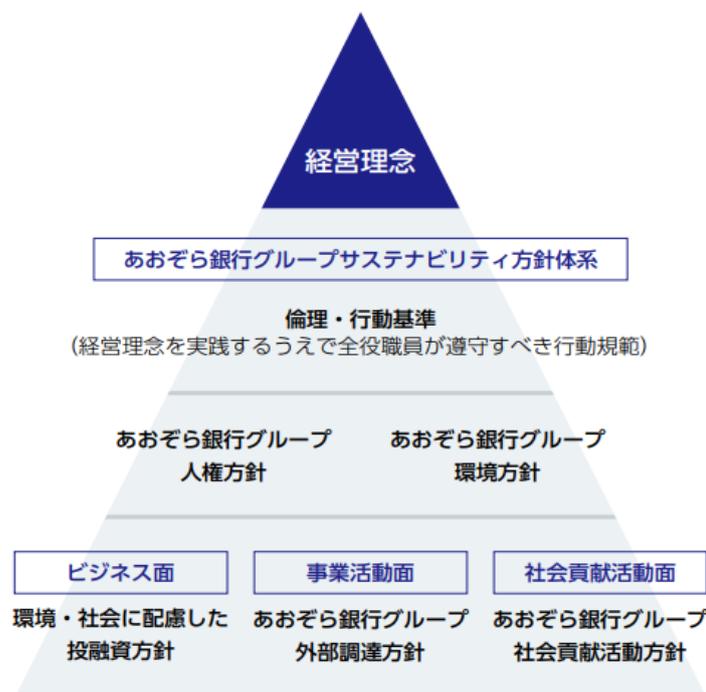
### <サステナビリティ重点項目>

- ・ 社会の潮流・ステークホルダーからの期待・要請および企業経営に対する重要性を踏まえ、機会とリスクの両面で注力すべき課題を「マテリアリティ」、マテリアリティに基づく経営実践の土台となる項目を「重要な基盤」と位置付けている。マテリアリティについては、注力するビジネスを通じて社会的価値・経済的価値を生み出す観点から「経済社会の未来への貢献」、地球規模で対応が求められるグローバル課題として「環境課題への対応」、グループの持続可能性に不可欠な要素として「人的資本の価値向上」の3つを掲げている。

### <あおぞら銀行グループ環境方針>

- ・ 環境問題を経営上の重要課題と位置づけ、環境方針を策定している。環境関連法令の遵守、事業者としての環境負荷低減を基本とし、環境配慮型商品・サービスの提供、投融資先の環境対応支援、省資源・省エネルギーの推進を掲げている。特に投融資においては、環境に負の影響を及ぼす案件に対し、対話による改善要請や与信制限等を実施し、ステークホルダーとの対話と積極的な情報開示を通じて社会的信頼の向上を図る方針である。

## ■サステナビリティ方針体系



[出所：あおぞら銀行 統合報告書 2025  
<https://www.aozorabank.co.jp/ir/library/disclosure/>]

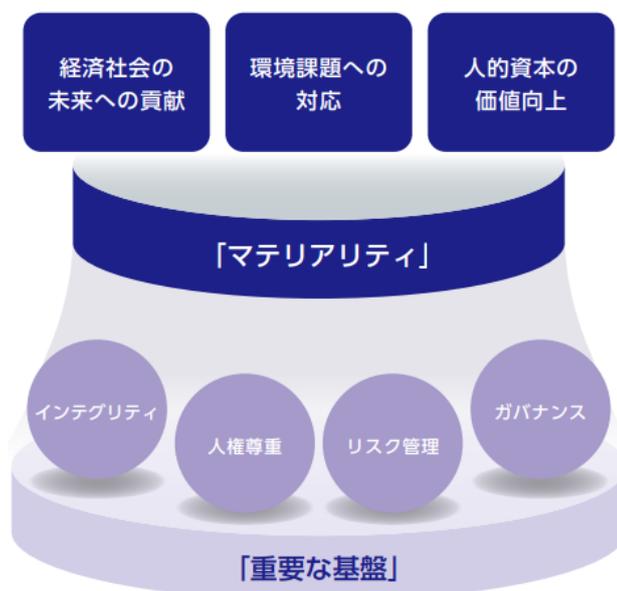
＜あおぞら ESG 支援フレームワーク＞

- あおぞら銀行は、「あおぞら ESG 支援フレームワーク」を掲げ、金融・非金融両面のソリューションを提供することで、顧客の環境・社会・ガバナンス等に係るサステナビリティ課題解決の取り組みを支援している。金融領域においては、資金用途特定型の再生可能エネルギーのプロジェクト・ファイナンス、グリーンビルディング向けのファイナンス等により、顧客の課題認識や状況にあわせて適切なサステナブルファイナンスの提案をすることが可能な体制を有している。

＜環境・社会に配慮した投融資方針＞

- 環境・社会に対し、負の影響を及ぼす可能性のある問題について取り組み方針を定めている。これにより負の影響を及ぼす企業やプロジェクトの投融資を禁止、抑制するとともに、環境・人権課題等の社会的課題に対して適切な対応を行わない企業と取引することのリスクを低減している。

■ サステナビリティ重点項目とあおぞら銀行 ESG 支援フレームワーク



[出所：あおぞら銀行 統合報告書 2025  
<https://www.aozorabank.co.jp/ir/library/disclosure/>]

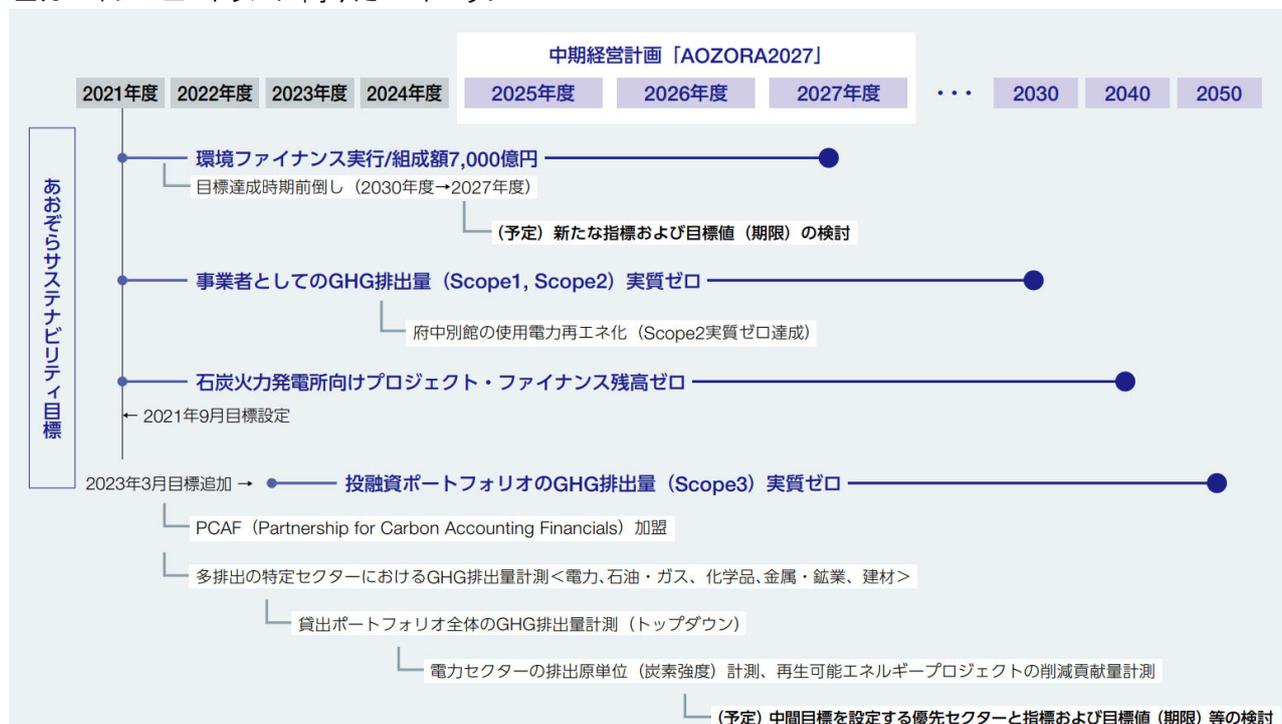
### ＜あおぞらサステナビリティ目標＞

- 2027年度までの7年間にサステナブルファイナンス実行/組成額1兆円(うち、環境ファイナンス7,000億円)の目標を掲げている。
- 環境面の目標では事業者としてのGHG排出量を2030年までに実質ゼロ、投融資ポートフォリオのGHG排出量(Scope3、カテゴリ15)を2050年までに実質ゼロを掲げるなどカーボンニュートラルの実現を目指している。

### ＜資金調達の特徴＞

- あおぞら銀行は、その出自や会社としての成り立ちから、間接金融を事業とする銀行として、多様な資金調達を行ってきている。
  - 日本債券信用銀行では、当時の他の都市銀行での預金による資金調達手段に対し、割引金融債である”ワリシン”を発行し、当時、多くの投資家に購入されていた。
- 上記の背景にある中、期限前弁済が可能なコーラブル預金<sup>1</sup>(固定金利・変動金利)や上下限付き変動金利預金等のデリバティブ内在型の預金も含まれている。
  - あおぞら銀行は、案件の組成後に、自行でローンを引き受け、他行にローンをパートアウトする投資銀行ビジネスモデルを志向しており、自行の貸出資産の変動に対し、資金調達額も機動性・柔軟性を持たせることが必要であり、これらのデリバティブ内在型の預金も重要な調達手段と位置付けている。

### ■カーボンニュートラルに向けたロードマップ



[出所：あおぞら銀行 統合報告書 2025  
<https://www.aozorabank.co.jp/ir/library/disclosure/>]

<sup>1</sup> コーラブル預金とは、あおぞら銀行側に早期償還の権利(コールオプション)がある仕組み預金である。

## 2. 調達資金の用途

調達資金の用途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の用途は適切である。

### (1) 対象プロジェクト

- 本グリーン預金による調達相当額は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアを満たすプロジェクトの新規及び既存融資に充当される。調達資金の全部または一部を既存の融資案件に充当する場合、遡って3年以内に行われた融資案件を対象とする。資金用途は、グリーンボンド原則で例示されている事業区分「再生可能エネルギー」「グリーンビルディング/エネルギー効率」に該当する。
- 本グリーン預金には、自由金利型定期預金とデリバティブ内在型の預金が含まれる。

### (2) 環境改善効果

- 適格クライテリアは再生可能エネルギー及びグリーンビルディング/エネルギー効率に関する事業である。適格プロジェクトへの融資はCO<sub>2</sub>排出量の削減をもたらすと見込まれる。

#### <SDGs への貢献>

- 本グリーン預金から充当される適格プロジェクトは「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると位置付けられる。



## 3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

### (1) 環境面での目標

- 本グリーン預金の環境面での目標は「気候変動の緩和」「総合的な環境負荷低減」等である。

### (2) 基準・外部認証

- 適格クライテリアは銀行が策定した「経営理念」に整合するものとして設定されている。

- ・ グリーンビルディング/エネルギー効率の事業区分では、外部認証のうち上位 2 種のランクのものを対象とするなど国際的にグリーン適格な水準感のものを対象としている。具体的な適格基準は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアの通り。

### (3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ プロジェクト選定部署にて、グリーンプロジェクトの評価・選定をし、主管部署(法人営業統括部金融法人・地域法人ソリューショングループ)に報告をする。プロジェクト選定部署には、専門知見を有する環境ファイナンス部や不動産ファイナンス部等も含む。
- ・ プロジェクト選定部署にて、評価・選定されたプロジェクトは、主管部署が更に、適用する環境基準への充足状況について、各種申請書、環境影響評価書等や認証取得状況がわかる客観的資料等の証跡資料を用いて、評価・選定する。主管部署にて、グリーン預金による資金調達の可否について判断を行う。
- ・ 主管部署で、手元の充当可能なプロジェクトの金額規模を踏まえて資金調達の可否について判断し、充当先が見込めない場合には、新規グリーン預金の調達を停止する措置をとる。充当時の判断では、本 FW 外の調達手段(グリーンボンド、グリーンローン等)の充当分は除外したものを対象とする。
- ・ 上記の選定・評価プロセスの妥当性確保のため、毎月の運用状況について、プロセス評価部署(法人営業統括部サステナブルビジネス室)がチェックを行う。

### (4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ あおぞら銀行が調達資金を充当する貸出資産は、プロジェクト・ファイナンスの形式を採ったものが中心であり、そのプロジェクト実施時の環境・社会に係る各種法令を遵守したものが前提となる。
- ・ ネガティブ影響については、同リスクを審査する独立した専門部署である環境ファイナンス部等が環境アセスメント等の評価報告書を作成し、確認する。
- ・ なお、あおぞら銀行では、グループの環境への取組方針を定めた「あおぞら銀行グループ環境方針」、人権への取組方針を定めた「あおぞら銀行グループ人権方針」のもと、社会のサステナブルな発展に貢献する投融資を通じて顧客とともに持続的に成長していくための「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定している。
  - 投融資方針にかかるガバナンスとして、個別の与信案件の取上げは、ネガティブな環境・社会への影響についても、検証を行ったうえで、クレジットコミッティーまたは投資委員会で決裁することとしている。
  - 同方針でも、重大な環境・社会に対するリスクまたは負の影響を内包するセクター横断的な事業を定め、環境・社会に対するリスクまたは負の影響を認識した場合、投融資には取り組まない旨、規定している。
    - ✓ プロジェクト・ファイナンスにおいては、赤道原則の適用対象となるプロジェクトに対する融資やプロジェクトファイナンスアドバイザーサービス(業務受託)を検討する際には、同原則の要求事項が遵守されることを確認することとしている。
    - ✓ 同原則の適用対象にはならないプロジェクトに対する融資やプロジェクトファイナンスアドバイザーサービスを検討する場合においても、同原則で対象とする環境・社会に対する負の影響や発生リスクが認識される際には、程度に応じ、環境・社会配慮への取組み状況を確認することとしている。

## 4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 本 FW により調達した資金は、適格グリーンプロジェクトへの充当状況及び未充当資金の額等についてのモニタリングを月 1 回の頻度で実施することとしている。
- ・ 基本的には、充当可能な貸出資産に応じて、グリーン預金資金調達が行われ、調達と共に、即時充当されることとなる。グリーン預金ごとに充当完了債務として分類分けされ、主管部署・プロセス評価部署により、組織的に管理されることとなる。
- ・ 期ズレ等の要因により、未充当資金が生じた場合は、充当されるまで現金又は現金同等物にて運用・管理可能であることを貸し手からの入金口座等で主管部署が確認し、組織内で追跡可能な管理体制を採る。
  - コーラブル預金の場合は、充当・レポーティングの完了について、担当部署が主管部に確認した上で、期限前弁済を実行する体制を採る。
  - 上記の資金充当管理は、いずれも社内の事務プロセスに規定されるものであり、社内の内部プロセスによって適切に証明されるものとなる。
- ・ 未充当金が発生した場合には、現金または現金同等物等で運用される。

## 5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

### (1) 開示の概要

- ・ レポーティングは、年に 1 回、あおぞら銀行が有する適格貸出資産のポートフォリオの形式で、期中報告書として開示される。
  - 再生可能エネルギーは、太陽光発電・風力発電の区分毎のグリーンプロジェクト件数、充当額、環境改善効果、及び充当額に占めるリファイナンス額を開示する。
  - グリーンビルディング/省エネ性能を有する建築物では、認証取得の種類とランク別の物件数、充当額、及び充当額に占めるリファイナンス額を開示する。
- ・ 未充当額がある場合は、充当予定時期と未充当資金の運用方法を開示する。主管部署は、作成した期中報告書を、レポーティング掲載担当部署に依頼の上、作成基準日から 4 ヶ月以内に、あおぞら銀行のホームページに掲載し公表する。
- ・ 大きな状況の変化があった場合、適時開示する。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達額</li> <li>・ 調達資金を充当した事業の区分</li> <li>・ 各事業区分への充当金額</li> <li>・ 充当額に占めるリファイナンス額</li> <li>・ 未充当額の残高及び運用方法</li> </ul>	基準日(3月末)から 4ヶ月以内	ウェブサイトにて 開示
環境改 善効 果	実務上可能な範囲の以下の内容  【再生可能エネルギー】 ・ CO <sub>2</sub> の削減量(推計)  【グリーンビルディング/省エネ 性能を有する建築物】 ・ 取得したグリーンビルディング/エネルギー 効率認証の種類 ・ 物件数		

(2) 環境改善効果に係る指標

- ・ レポーティング項目は、グリーン預金の残高が存在する間、年度末(3月末)から4ヶ月以内に、あおぞら銀行が行う年1回のレポーティングにて開示される。
- ・ レポーティングは合理的に推計または実測が可能な定量指標を元に開示される。定量指標の場合は、その計測の前提条件も合わせてレポーティングに含める。
  - 再生可能エネルギーのCO<sub>2</sub>の削減量は、公表資料等に応じて、原則、以下の算定式に基づいて推計される。

<算定式>

$$\begin{aligned}
 & \text{CO}_2 \text{の削減量(推計量)} \\
 & = \text{発電出力(kW)} \times \text{年間時間(8,760h)} \times \text{設備利用率(\%)} \times \text{CO}_2 \text{排出係数(t-CO}_2\text{/kWh)} \\
 & \quad \times \text{ファイナンス比率}^{\ast}(\%) \\
 & \text{※発電施設等プロジェクト総額に占めるあおぞら銀行の投融資金割合}
 \end{aligned}$$

- ・ 環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合する。

以上

## 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

## 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esp/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esp/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。